

旧	新
<p>第4条（手数料）</p> <p>2.「利用者登録完了のご案内」を受領した買取会社には、本サービスの利用者登録に係る手数料として、記録請求代理人あて基本導入料<u>20万円(税別)</u>および当社あて利用者登録手数料1,200円（税別）をお支払いいただきます。</p>	<p>2.「利用者登録完了のご案内」を受領した買取会社には、本サービスの利用者登録に係る手数料として、記録請求代理人あて基本導入料<u>（記録請求代理人所定の金額）</u> および当社あて利用者登録手数料1,200円（税別）をお支払いいただきます。</p>
<p>第7条(記録または開示の請求方法)</p> <p>1.発生記録請求</p> <p>電子記録債権を発生させるために必要な記録請求です。本サービスでは、①買取会社が当社所定のウェブ画面に登録した請求額・売掛金情報を基に、原債権者またはその代理人が発生記録請求を行います。</p> <p>②代理受領者の代理受領口座に対する売掛先からの実際の入金額を基に、原債権者またはその代理人が発生記録請求を行います。</p> <p>(新設)</p>	<p>電子記録債権を発生させるために必要な記録請求です。本サービスでは、①<u>買取会社が合理的理由（買取会社以外の当事者は合理的理由の存在、真偽または有効性等を確認する義務を負わず、合理的理由の欠如または不存在等により買取会社以外の当事者に損害等が生じた場合は買取会社が一切の証明責任および損害賠償責任を負うものとする。以下同じ。）に基づき要求する場合</u>、買取会社が当社所定のウェブ画面に登録した請求額・売掛金情報を基に、原債権者またはその代理人が発生記録請求を行います。</p> <p>②<u>買取会社が合理的理由に基づき要求する場合</u>、代理受領者の代理受領口座に対する売掛先からの実際の入金額を基に、原債権者またはその代理人が発生記録請求を行います。</p> <p>9.消滅</p> <p>債権者である買取会社が合理的理由に基づき電子記録債権の取消しを要求する場合、債務者である代理受領者は直ちに承諾するものとし、記録請求代理人は当社へ当該電子記録債権の消滅を依頼し、当社は当該依頼をもって当該電子記録債権を消滅させます。</p>
<p>第16条（サービスの停止および廃止）</p> <p>当社は、利用者に対して<u>90</u>日前に事前に通知することをもって、本サービスを停止または廃止することができます。</p>	<p>当社は、利用者に対して<u>30</u>日前に事前に通知することをもって、本サービスを停止または廃止することができます。</p>
<p>第25条（有効期間）</p> <p>利用契約の有効期間は申込日から1年間とし、利用者または当社から解約の申出がない限り、有効期間の満了日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以降も同様とします。</p>	<p><削除></p>